

3 福体協第 8 3 号  
令和 3 年 6 月 2 日

加盟団体の長 様

公益財団法人福島県体育協会長  
( 公 印 省 略 )

緊急事態宣言の延長を踏まえた社会体育施設に係る基本方針やガイドライン等の再確認及び感染拡大防止策の再徹底について (通知)

このことについて、スポーツ庁及び県スポーツから別添のとおり事務連絡が発出されました。

つきましては、内容確認のうえ、感染拡大防止対策に引き続き努めてくださいますようお願いいたします。

(事務担当 競技スポーツ係 電話 0 2 4—5 2 1—7 8 9 6)